

## 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）に小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームを併設する場合について

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「（看護）小規模多機能」という。）、認知症対応型共同生活介護事業所（以下、「認知症高齢者グループホーム」という。）を特定施設入居者生活介護（以下、「介護付有料老人ホーム等」という。）と併設する場合においても、基本的には（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームにおける通常公募と同様に公募・審査を行います。

通常公募と異なる点や特に注意いただきたい点は下記のとおりです。

### 1 （看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの募集要項（建設の手引き）について

（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームについて、介護付有料老人ホーム等と併設する場合も、基本的には通常公募の建設の手引きに則って公募・審査を行います。

建設の手引きは、以下のホームページに記載の「1. 令和7年度募集について」のうち、「（1）通常公募 ー 令和7年度募集（令和8年度整備事業）ー について」に掲載されていますので参照してください。

#### 【ホームページ】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

- ・認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）の整備について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

### 2 通常公募とは異なる事項及び特に注意が必要な事項について

#### （1）募集対象圏域

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム全てのサービスにおいて、通常公募の建設の手引きに記載の募集圏域と同様となります。

#### （2）整備スケジュール

特定施設（令和7年度募集）と同様のスケジュールとなりますが、以下の部分において一部異なりますのでご注意ください（※スケジュールの詳細は、「特定施設入居者生活介護開設希望事業者向け公募要項」でご確認ください。）。

- ・（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの公募の審査では、ヒアリングを実施します。その際は、（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの開設予定者、管理者予定者及び設計担当者の方の出席をお願いします。ヒアリングの日程や詳細については、応募受付後にお知らせします。
- ・事業計画の審査においては、地域密着型サービス事業計画審査委員会に諮ります。
- ・横浜市における（看護）小規模多機能型、認知症高齢者グループホームの指定は、偶数月の1日となります。

### (3) 補助金

今回の介護付有料老人ホーム等と併設する場合の公募については、(看護)小規模多機能型、認知症高齢者グループホームの開設に伴う整備費の補助金の申請はできません。開設準備経費の補助金については、申請できる場合がありますので、別途ご相談ください。

### (4) 提出書類

(看護)小規模多機能型、認知症高齢者グループホームを併設する場合においては、介護付有料老人ホーム等の事業計画書の他に、(看護)小規模多機能型、認知症高齢者グループホームの事業計画書の提出も必要となります。下記ホームページより様式をダウンロードの上、提出をお願いします。

提出にあたっては、「事業計画書」エクセルファイル内の「『事業計画書』ファイルの綴り方」を必ず参照してください。

#### 【提出書類\_事業計画書】

- ・(紙媒体)ファイル：正副1部ずつ(副本は受付印を押印の上返却します。)
- ・(データ)事業計画書：1部(CD-RまたはDVD-R)

正副と同様の内容のものをご用意ください。1つのPDFファイルにまとめ、紙媒体のインデックスと同様の内容の「しおり」を付けてください。

なお、選定後の事業計画の変更は原則として認められません。実現性の高い計画の作成をお願いします。

#### 【提出図面についての注意事項】

- ・基準条例上の「設備に関する基準」(第87条、115条)、「設備のガイドライン」等を参照した上で作成してください。
- ・居間・食堂の範囲を図面で示してください。
- ・居室(宿泊室)の面積を記入してください。(かつこ書きで有効面積も記入すること)
- ・基準条例上の「設備に関する基準」(第87条、115条)、「設備のガイドライン」等を参照した上で作成してください。

#### 【様式のダウンロード先】

- ・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備について  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)の整備について  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

#### 【事業計画書提出期限】

令和7年8月29日(金)17時(厳守)

※ 介護付有料老人ホーム等(令和7年度募集)に準じた提出期限です。

小多機・看多機・GH整備に関する問い合わせ先  
担当：健康福祉局介護事業指導課(整備担当)  
(電話) 045-671-3414  
(メール) [kf-kscm@city.yokohama.lg.jp](mailto:kf-kscm@city.yokohama.lg.jp)